

生食発 0616 第 1 号  
5 輸国 第 1027 号  
令和 5 年 6 月 16 日

都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長  
農林水産省各地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )  
農 林 水 産 省 輸 出 ・ 国 際 局 長  
( 公 印 省 略 )

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別紙の一部改正について

我が国から中華人民共和国向けに輸出される農林水産物・食品については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)の別紙 CN-01「中華人民共和国向け輸出農林水産物・食品の取扱要綱」(以下「要綱」という。)に基づき取り扱われているところ です。

今般、要綱について、下記のとおり改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしくお願ひします。また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願ひします。

#### 記

- 1 一部の中国向け輸出一次食用農産物についての認定手続等について規定を追加
- 2 中国向け輸出一次食用農産物の施設登録に係る申請書等様式を追加
- 3 その他、所要の改正